

公益社団法人大阪社会福祉士会 アルバイト職員等の就業に関する 取扱い要綱

(目 的)

- 第1条 この要綱は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）の業務補助のため本会 に雇用されるアルバイト職員及びパート職員（以下「アルバイト職員等」という。）の就業及び労働条件等について必要な事項を定める。
- 2 この要綱に定めない事項については、労働基準法及びその他の法令によるほか必要に応じて本会がこれを定める。

(服務等の遵守)

- 第2条 アルバイト職員等は、本会職員等就業規程（以下「職員等就業規程」という。）第3条及び第4条の規定を遵守しなければならない。ただし、第4条第3号は除く。

(定 義)

- 第3条 アルバイト職員及びパート職員の定義は次のとおりとする。
- (1) 「アルバイト職員」とは、1週間につき5日、1日の勤務時間が本会の常勤の職員の所定労働時間に準ずる者で、特定の期間を定めて雇用し、賃金は日給制で支払う者をいう。
- (2) 「パート職員」とは、「アルバイト職員」以外の者で、特定の期間を定めて雇用し、賃金は時間給制で支払う者をいう。

(雇 用)

- 第4条 アルバイト職員等の採用は就業を希望する者より、本会会長（以下「会長」という。）が適当と認めた者を雇用するものとする。

(契約期間)

- 第5条 雇用契約期間は、1年以内とし、会長が業務上必要と認めるときは、3年を限度として契約を更新することができる。

(提出書類)

- 第6条 アルバイト職員等の雇用に当たっては、次の各号の書類を提出しなければならない。
- (1) 履歴書
- (2) その他本会が必要とする書類

(異 動)

- 第7条 業務上必要がある場合は、就業場所若しくは従事する職務を変更することがある。

(退 職)

- 第8条 アルバイト職員等が次の各号の一に該当するときは、退職するものとする。
- (1) 死亡したとき

- (2) 契約期間が満了したとき
- (3) アルバイト職員等の都合により退職を願い出て、その承認があったとき

(依願退職)

第9条 アルバイト職員等が退職を希望するときは、事前(少なくとも14日前)に退職願を会長に提出しなければならない。

(解雇等)

第10条 アルバイト職員等の解雇等については、職員等就業規程第23条の規定を準用する。

(始業・終業時刻及び休憩時間)

第11条 アルバイト職員の始業・終業時刻及び休憩時間は職員等就業規程第9条第2項の規定に準じて会長が定める。パート職員についても同様とする。ただし、1日の実働時間が6時間以内である者については、休憩時間を短縮し、又は与えないことができる。

(休日)

第12条 アルバイト職員等の休日は次の各号の定めるところによる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (4) その他雇用契約により定めた日

2 前各号に定めた休日を業務の都合により他の日に振り替えることができるものとする。

(年次有給休暇)

第13条 有給休暇は、最初の雇用日から6ヶ月継続勤務し、かつ出勤率が所定勤務日数の8割以上のアルバイト職員等に対して年間10日付与する。ただし、週所定労働時間が30時間未満のパート職員については、労働基準法の定めるところにより付与する。

2 前項の有給休暇日数は、継続勤務期間に応じて、次のとおり加算する。

継続勤務年数		1年6ヶ月	2年6ヶ月
加算日数	アルバイト職員	1日	2日
	パート職員	1日	2日

3 一の期間における有給休暇の残日数がある場合は、当該期間の付与日数を超えない範囲で次の期間に繰り越すことができる。

4 有給休暇は、半日として与えることができる。この場合、2回の半日休暇をもって1日の休暇とする。ただし、パート職員は除く。

(その他の休暇)

第14条 アルバイト職員等に、その他の休暇として職員等就業規程第14条に規定する休暇をあたえる。この場合の賃金の支給については、本会職員等給与規程(以下

「職員等給与規程」という。) 第8条第2項及び第5項の規定を準用する。

(身分証明書)

第15条 アルバイト職員等の身分を明確にするため、必要に応じて身分証明書を発行することがある。

(出退勤・欠勤等)

第16条 アルバイト職員等の出退勤・欠勤時等におけるの遵守事項は、職員等就業程第15条から第17条までの規定を準用する。

(賃 金)

第17条 アルバイト職員等の賃金については、日額又は時間給とし、次に掲げる額の範囲内で勤務条件等を勘案し、会長が定める。

1 日 10,000円

1時間 1,500円

2 日額を支給するアルバイト職員については、時間外勤務手当を職員等給与規程第7条の規定に準じて支給し、又欠勤、遅刻、早退等により勤務しないときは、同規程第11条の規定に準じて賃金を減額する。

(通勤手当)

第18条 アルバイト職員等に、職員等給与規程第9条の規定に準じ、通勤手当を支給することができる。

(支 払)

第19条 賃金等の支払等については、職員等給与規程第12条の規定を準用する。

(その他の規定の準用)

第20条 この要綱における職員等就業規程の準用は、前条までに定めるもののほか、アルバイト職員等の福利厚生、損害賠償等に関しては、第28条から第31条までの規定を準用する。

(委 任)

第21条 この要綱の実施に関して必要な事項は会長が定める。

(改 廃)

第22条 この要綱の改廃は、理事会の承認を経なければいけない。

附 則

1. この要綱は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会アルバイト職員等の就業に関する取扱い要綱（2008年4月1日制定）は、廃止する。

雇 用 契 約 書

公益社団法人 大阪社会福祉士会（以下甲という。）と _____（以下乙という。）
とは、下記の労働条件によって雇用契約を締結します。

平成 年 月 日

（甲）公益社団法人 大阪社会福祉士会 会長 (印)

（乙）住所 氏名 (印)

記

雇用の根拠等	1.公益社団法人大阪社会福祉士会アルバイト職員等も就業に関する取扱い要綱（以下「アルバイト職員等就業要綱」という。）
雇用期間	1.平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
雇用形態	1.アルバイト職員 2.パート職員
仕事の内容	
勤務日及び始業・終業時刻、休憩時間	1.アルバイト職員 勤務日：月曜日～金曜日 午前__時__分～午後__時__分 休憩時間 __時__分～__時__分 2.パート職員 勤務日：_____曜日 午前__時__分～午後__時__分 休憩時間 __時__分～__時__分
休日	1.アルバイト職員等就業要綱第14条に規定する休日
所定外労働等	1.所定外労働をさせることがある（有・無）〔 _____ 〕 2.休日労働させることがある（有・無）〔 _____ 〕
休暇 （有給休暇） （その他の休暇）	1.アルバイト職員等就業要綱第15条の規定により、平成_____年 月_____日～平成_____年_____月_____日まで _____日の有給休暇を付与する。 2.アルバイト職員等就業要綱第16条の規定による。ただし、無給。
賃金等	1.アルバイト職員（日額給） _____円 パート職員（時間給） _____円 2.通勤手当（月額） _____円 3.賃金の支払い日 当該月の賃金を翌月の10日に支払う。ただし、休日の場合はその前日に支払う。 4.福利厚生制度 勤務の実態に対応して、 （政管健保・厚生年金・雇用保険）に加入（する・しない）
退職	アルバイト職員等就業要綱第8条を適用する。